

令和8年4月8日

日常生活用具給付券の交付に係る要配慮個人情報等の漏えいについて

日常生活用具給付券を送付した際、封入書類の誤りによる要配慮個人情報等の漏えいがありました。詳細は下記のとおりです。

記

1 概要

4月2日に日常生活用具給付券を交付対象者534名へ送付しましたが、うち1名(市民A)に本人のものではない市民B(同姓同名・別住所)の給付券一式が混入していたことが発覚しました。

当該給付券には、住所、氏名、生年月日、事業者名、利用者負担に関する金額のほか、要配慮個人情報にあたる日常生活用具の使用有無の記載がありました。

2 経過

【4月6日】

- 14時00分頃 市民Aから入電。「自分の給付券とは別に、別人の給付券が同封されている」との連絡が入る。
- 15時30分頃 職員が市民A宅を訪問し封入物を確認。市民Bの給付券一式を回収。
- 17時00分頃 市民B宅を訪問し経緯を説明の上、誤送付について謝罪。個人情報が市民Aに漏えいしたこと及び市民Aから給付券を回収し、漏えいの拡大には至らないことを説明し了承を得る。

3 原因

- ・氏名五十音順に並べた給付券を封入する際に、市民Aと市民Bを同一人物と誤認したまま封入するなど、封入作業における確認体制が不十分であったこと。
- ・発送時に郵送件数が1件少ないことに気づかないまま発送したこと。

4 再発防止策

- ・氏名五十音順から申請受付順に給付券を並べ、同様の誤封入を防ぐ。
- ・発送時に郵送件数が合っているか確認する。

担当:障がい福祉課 自立支援係
課長 市川、係長 高橋
電話 024-525-3746(直通)